

『新地域支援 助け合い活動創出ブック』（改訂版・さわやか福祉財団）

1 表紙 目次



**生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割**

生活支援・介護予防の体制整備に向けた取組

**(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置** ⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域に不足するサービスの創出</li> <li>○ サービスの担い手の養成</li> <li>○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係者間の情報共有</li> <li>○ サービス提供主体間の連携の体制づくり など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など</li> </ul>

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心  
 ② 第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開

※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援・介護予防サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外

+

**(2) 協議体の設置** ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO
民間企業
協同組合
ボランティア
社会福祉法人
等

※1 これらの取組については、平成26年度予算においても先行的に取り組めるよう5億円を計上。

※2 コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要

（厚生労働省資料より）

このガイドブックは、第1層及び第2層の生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）及び協議体構成員が、地域に足りない助け合い活動を創出し、また、助け合い・サービスを包括的に届けるためのネットワークをつくるのに必要な情報を整理して提供するものです。識見や技量を高める学習教材として活用いただければ幸いです。

目次	1. 目指す地域像	・・・	4
	〔生活支援コーディネーター・協議体構成員の任務 その1〕		
	2. 足りない助け合い活動の創出（総論）	・・・	7
	2-1. 足りない活動の把握	・・・	8
	2-2. 足りない活動の創出・通則	・・・	16
	3. 足りない助け合い活動の創出（各論）	・・・	23
	3-1. 地縁活動	・・・	24
	3-2. 居場所	・・・	40
	3-3. 地域通貨	・・・	48
	3-4. 有償ボランティア	・・・	56
	3-5. 「助け合い」としての移動サービス	・・・	70
	3-6. 「助け合い」としての配食	・・・	75

	3-7. 認知症者に対する地域支援	・・・	80
	3-8. 高齢者の社会参加	・・・	86
	3-9. 助け合い基金	・・・	98
	3-10. 他の制度と連携した助け合い活動の創出	・・・	106
	3-10-1. 障がい者等への地域生活支援との連携	・・・	107
	3-10-2. 生活困窮者への生活支援との連携	・・・	113
	3-10-3. こども・子育て支援との連携	・・・	116
	3-10-4. 認知症地域支援推進員との連携	・・・	122
	〔生活支援コーディネーター・協議体構成員の任務 その2〕		
	4. ネットワークづくり	・・・	125
	4-1. ネットワークのイメージ図	・・・	126
	4-2. ネットワークの種別	・・・	128
	4-3. 個別ネットワーク	・・・	130
	4-4. 事業者間ネットワーク	・・・	134
	4-5. 地縁組織とNPOとのネットワーク	・・・	142